

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【事業年度】	第22期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	トレンダーズ株式会社
【英訳名】	Trenders, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 岡本 伊久男
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東三丁目16番3号
【電話番号】	03-5774-8876
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 田中 隼人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目16番3号
【電話番号】	03-5774-8876
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 田中 隼人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	-	2,878,038	3,079,986	3,333,434	6,557,825
経常利益 (千円)	-	491,509	224,091	461,418	591,790
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	317,195	331,122	311,636	399,768
包括利益 (千円)	-	304,224	324,093	311,636	399,768
純資産額 (千円)	-	2,221,423	2,364,715	2,487,647	2,792,212
総資産額 (千円)	-	2,770,978	3,434,705	3,776,311	4,711,576
1株当たり純資産額 (円)	-	302.68	329.89	349.51	388.85
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	43.46	45.83	43.91	55.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	40.15	43.43	41.75	53.56
自己資本比率 (%)	-	79.8	68.8	65.8	59.2
自己資本利益率 (%)	-	14.3	14.5	12.9	15.2
株価収益率 (倍)	-	17.05	10.30	14.76	17.01
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	576,386	437,863	542,346	342,644
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	127,084	220,285	17,717	44,317
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	65,660	419,818	88,394	99,372
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	770,445	972,685	1,408,919	1,607,873
従業員数 (名)	-	116	109	117	138
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕

(注) 1. 第18期は、連結子会社が存在しないため、連結財務諸表は作成していません。

2. 2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の連結財務諸表を作成していないため、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	2,165,784	2,614,506	2,539,618	2,872,217	5,570,416
経常利益 (千円)	370,341	583,313	216,774	267,665	192,939
当期純利益 (千円)	281,867	396,483	221,336	180,391	139,655
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	35,972	-	-	-	-
資本金 (千円)	553,966	555,068	555,369	561,192	564,855
発行済株式総数 (株)	3,721,800	7,456,800	7,460,400	7,554,000	7,608,000
純資産額 (千円)	1,983,054	2,293,682	2,334,217	2,325,905	2,371,445
総資産額 (千円)	2,429,512	2,797,491	3,416,103	3,624,715	4,327,761
1株当たり純資産額 (円)	271.48	313.53	325.63	326.77	330.20
1株当たり配当額 (円)	24.00	13.00	14.00	15.00	16.00
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	38.27	54.33	30.63	25.42	19.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	35.79	50.19	29.03	24.17	18.71
自己資本比率 (%)	81.5	81.9	68.3	64.1	54.7
自己資本利益率 (%)	14.7	18.6	9.6	7.8	6.0
株価収益率 (倍)	37.78	13.64	15.41	25.50	48.70
配当性向 (%)	31.35	23.93	45.70	59.02	81.85
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	192,507	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	413,724	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	158,924	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,285,408	-	-	-	-
従業員数 (名)	99	103	104	114	138
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔-〕	〔-〕	〔-〕	〔-〕	〔-〕
株主総利回り (%)	356.4	185.2	123.7	170.0	247.5
(比較指標：マザーズ指数)	(114.9)	(183.2)	(123.1)	(234.8)	(160.7)
最高株価 (円)	2,920	4,275 1,260	875	915	1,311
最低株価 (円)	800	2,114 619	324	385	534

(注) 1. 第19期以降は連結財務諸表を作成しているため、第19期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2. 2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、発行済株式総数及び1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の株式数及び配当額を記載しております。

3. 2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。
5. 最高株価及び最低株価の 印は、株式分割（2018年10月1日 1株 2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

2000年4月	東京都渋谷区桜丘町に設立（資本金1,000万円） 流行に敏感な女性を組織化し、母集団に対してマーケティング調査を行う「女性に特化したマーケティング」サービスを開始
2000年12月	東京都渋谷区東にオフィスに移転
2004年12月	東京都渋谷区恵比寿西にオフィスに移転
2006年8月	第三者割当増資（資本金1億6,600万円）
2006年9月	東京都渋谷区東にオフィスに移転
2010年5月	株式会社サイバーエージェントの連結子会社化
2010年10月	第三者割当増資（資本金1億9,600万円）
2011年9月	株式会社サイバーエージェントより当社役員等への株式譲渡により、同社の持分法適用会社化
2012年3月	株式会社クラリティ・アソシエイツを吸収合併
2012年6月	株式会社サイバーエージェントより当社役員等への株式譲渡により、同社の持分法適用会社より除外
2012年10月	東京証券取引所マザーズ市場上場
2013年11月	化粧品の製造販売を行う株式会社H&BCの全株式を取得し連結子会社化
2015年4月	スマートデバイスに特化したマーケティング戦略会社として株式会社Smarpriseを設立
2015年4月	連結子会社であった株式会社H&BCの全株式を譲渡
2016年2月	株式会社Smarpriseの株式の一部を譲渡し、関連会社化
2018年3月	株式会社Smarpriseの株式保有目的の変更により、同社を関連会社より除外
2018年4月	東京都渋谷区東内でオフィスに移転
2018年5月	ギフトEC事業に特化した株式会社BLTを設立
2018年5月	美容メディア「MimiTV」を運営する株式会社MimiTVの全株式を取得し連結子会社化
2020年3月	連結子会社であった株式会社BLTの全株式を譲渡
2022年2月	美容クリニック専売品の開発等を行う株式会社クレマン斯拉ボラトリーの全株式を取得し連結子会社化
2022年4月	連結子会社であった株式会社MimiTVを吸収合併 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行

### 3【事業の内容】

当社グループは、提出日現在、当社及び連結子会社の株式会社クレマンセラポラトリーにより構成されており、「マーケティング事業」と「インベストメント事業」の2つの事業を展開しております。なお、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当連結会計年度において、株式会社クレマンセラポラトリーの全株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含んでおります。なお、みなし取得日を2022年3月31日としております。

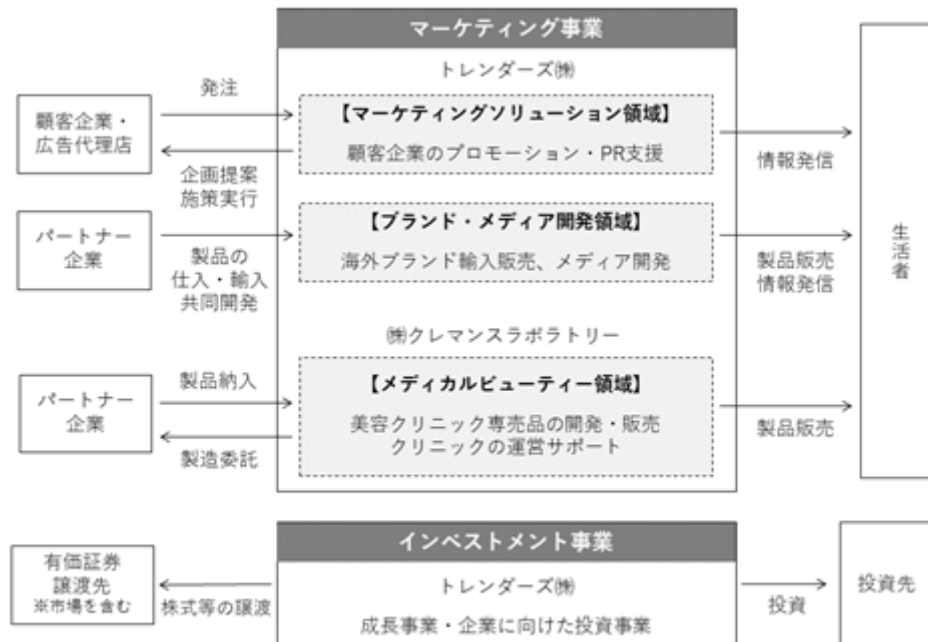
マーケティング事業は、「マーケティングソリューション領域」、「ブランド・メディア開発領域」及び「メディカルビューティー領域」の3領域から構成されます。マーケティングソリューション領域においては、企業のPR・プロモーションを主にデジタル・SNS領域で支援しております。ブランド・メディア開発領域においては、海外ブランドの輸入販売や自社メディアの開発・運営を行っております。また、メディカルビューティー領域においては、美容クリニック専売品の開発・販売、クリニック専売品のECモール運営等を行っております。

インベストメント事業は、保有する資金を効果的、効率的に運用するため、非上場会社等への投資を行っております。

また、2022年4月1日付で当社を吸収合併存続会社、連結子会社であった株式会社MimiTVを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

#### [事業系統図]

当社グループの、提出日現在における主要な事業系統図は以下のとおりです。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容
株式会社MimiTV (注)1.2.3.	東京都渋谷区	59,400	美容メディアの企画、開発、運営等	100.0%	役員の兼任等あり 事務所賃貸 営業・管理業務支援
株式会社クレマン スラボラトリー(注)4.	東京都渋谷区	1,000	美容クリニック専 売品の開発・販売	100.0%	役員の兼任等あり 事務所賃貸 営業・管理業務支援 美容医療事業に関する アドバイザー業務

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 株式会社MimiTVについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	987,409千円
	(2) 経常利益	400,830千円
	(3) 当期純利益	262,092千円
	(4) 純資産額	524,253千円
	(5) 総資産額	744,973千円

3. 2022年4月1日を効力発生日として当社を吸収合併存続会社、株式会社MimiTVを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

4. 2022年2月7日付で株式会社クレマンスラボラトリーの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
マーケティング事業	138
インベストメント事業	-
合計	138

(注)1. 従業員数は就業人員であり、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。

2. 従業員数には、当社グループ外への出向者は含まれておりません。

3. インベストメント事業の従業員数が0名であるのは、同事業は従業員が兼務して行っており、専従の担当者がいないためであります。

4. 当連結会計年度において従業員数が増加した主な理由は、マーケティング事業における事業拡大を目的とした新卒採用並びに中途採用によるものであります。

##### (2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
138	31.8	4.2	5,331

セグメントの名称	従業員数(名)
マーケティング事業	138
インベストメント事業	-
合計	138

(注)1. 従業員数は就業人員であり、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。

- 2．インベストメント事業の従業員数が0名であるのは、同事業は従業員が兼務して行っており、専従の担当者がいないためであります。
- 3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4．当事業年度において従業員数が増加した主な理由は、マーケティング事業における事業拡大を目的とした新卒採用並びに中途採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針・経営戦略

当社グループは、「トレンドを捉え、新しい時代を創る」をミッションとして掲げ、SNS等から生活者や時代のトレンド予測・分析を行う「トレンドマーケティング」「SNSマーケティング」のメソッドを軸とし、デジタル・SNS領域におけるマーケティングソリューションや情報コンテンツの提供、製品の提供等の事業展開を行っております。

マーケティング事業のマーケティングソリューション領域においては、インフルエンサーサービスや美容メディアであるMimiTV等の成長領域にリソースを集中することで、継続的な成長を図っております。また、当該領域及びインベストメント事業において得た収益を、ブランド・メディア開発領域等の新規事業へ積極的に投資し、当該新規事業の収益化及び拡大を実現することで、当社グループの大幅な利益成長、企業価値の向上を目指しております。

#### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、売上高及び営業利益であります。

当社グループは中期経営計画（2021年4月～2024年3月）のもと、2024年3月期までに営業利益1,000百万円を達成することを目標としております。当該計画の1年目である2022年3月期の業績は、売上高6,557百万円、営業利益593百万円、2年目である2023年3月期の目標値（業績予想）は、売上高7,400百万円、営業利益850百万円であります。

#### (3) 経営環境

SNSが生活者の意識や購買行動に与える影響が増している現在、企業においても、SNSを活用したマーケティングに注力する動きが加速しております。

当社グループが属するインターネット広告市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった中でも着実な成長を続け、2021年の市場規模は2兆7,052億円（前年比21.4%増）に到達し、マスコミ4媒体の広告費の合計を初めて上回りました。また、2021年の日本の総広告費も前年比10.4%増の6兆7,998億円であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ前年から回復しております。（株式会社電通「2021年 日本の広告費」）

今後も、生活者に対するSNSの影響力が拡大するとともに、企業のマーケティング活動におけるデジタル・SNSやECの利用も進み、当社グループが提供するデジタル・SNS領域のマーケティングソリューションやEC領域への需要はより高まっていくと考えております。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を主要な課題として認識し、今後も持続的な成長を図ってまいります。

##### 事業面

##### ( ) 競争力のあるマーケティングサービスの開発

当社グループの主力事業である、マーケティング事業のマーケティングソリューション領域が属するインターネット広告市場は、市場が順調に拡大している一方で、トレンドが移り変わるスピードは非常に速く、かつ競争環境は年々激化しております。そのような中、当社グループが継続的に収益を拡大させていくためには、競争力のあるサービスを開発し、マーケティングのプロ集団として顧客企業へ価値を提供し続ける必要があります。そのため、インフルエンサーマーケティング領域やMimiTV領域などの継続的な進化に加えて、美容領域のマーケティングに特化した事業部を配置するなど、各個人およびチームの専門性を一層高めることに注力してまいります。

##### ( ) 新規事業の立ち上げ及び収益化

当社グループの主力事業であるマーケティング事業のマーケティングソリューション領域の成長に加えて、新規事業の立ち上げ及び収益化が課題だと認識しております。そのため、当連結会計年度はブランド・メディア開発領域における韓国コスメの輸入販売やクリエイターマッチングプラットフォーム（たいあっぷ）などの新規事業に積極的な先行投資を行いました。今後も、新規事業の収益化に向けた事業投資は継続し、M&Aも積極的に検討してまいります。

## 組織面

### ( ) フレキシブルな働き方の推進

当社グループの継続的な成長のためには、能力と意欲を兼ね備え、当社グループの文化や価値観に共感する優秀な人材の採用と、そのような優秀な人材が長期にわたってやりがいを感じ、生産性高く働くことができる環境を整備することが重要であると考えております。そのため、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を実現するためにNWS (New Work Style) というオフィス勤務とリモートワークを併用する働き方やフレックスタイム制度を導入すること、社員の学びをサポートする制度を整備すること、挑戦を歓迎する文化を醸成することなどに取り組んでおります。

### ( ) 多様性を重視した組織運営

当社グループを構成する社員1人1人の個性・才能が発揮されるためには、性別や年齢・年次に関わらず機会が与えられる環境であることが重要だと考えております。そのため、女性活躍やD&I (ダイバーシティ&インクルージョン) を推進しており、2021年には二度目の「なでしこ銘柄」の選定を受け、企業のD&Iを評価する認定制度「D&I AWARD 2021」においてADVANCEDの認定を受けました。今後も、多様性を重視した組織運営を進めてまいります。

### 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化のためコーポレート・ガバナンスの実効性を重視し、内部統制の継続的な強化を推進しております。また、当社グループの事業に関連する法規制や社会的要請等にも適切な対応をすべく、引き続き内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

### 情報管理体制の強化

当社グループは事業運営上、多くの個人情報を含む機密情報を保有しております。そのため、個人情報等の機密情報の保護に関しては重要課題であると認識しており、社内規定の厳格な運用、機密情報の取り扱いに関する定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行い、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) のプライバシーマーク (Pマーク) も取得しております。今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### マーケティング事業の市場動向に係るリスクについて

当社グループは、マーケティング事業のマーケティングソリューション領域において、主にデジタル・SNS領域での企業のプロモーション・PR支援を行っております。

日本の広告市場において、当社グループが属するインターネット広告市場は、2021年において前年比21.4%増と大きく成長しており、マスコミ四媒体の広告費の合計を初めて上回りました（株式会社電通「2021年 日本の広告費」）。

今後も中長期的に当該市場は成長すると予想しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済の停滞及び顧客企業の広告宣伝費の抑制により、短期的に見ると当該市場の成長が鈍化するリスクがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### サービスの陳腐化リスクについて

インターネット業界においては、新たな技術やサービスの開発・提供が活発に行われており、常に競合他社より有益な価値を顧客企業に対し提供する必要があります。当社グループでは、顧客企業のニーズに対応するため、常に新たな技術の導入を図り、蓄積したノウハウの活用とあわせてサービス機能の強化及び拡充を進めております。しかしながら何らかの要因により、当社グループが保有するサービス及びノウハウ等が陳腐化し、変化に対する十分な対応が困難となった場合、あるいは変化する顧客企業のニーズに的確な対応ができなくなった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ブランド・メディア開発領域に係るリスクについて

当社グループは、ブランド・メディア開発領域においてEC（電子商取引）事業を展開しております。当該領域において、関係する法令や仕入先との契約内容を遵守し、必要な商品管理体制も構築しておりますが、商品に瑕疵等があり当該商品の安全性に問題が生じた場合には、信頼の喪失や損害賠償責任等の発生等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### メディカルビューティー領域に係るリスクについて

当社グループは、2023年3月期より、マーケティング事業における新規領域としてメディカルビューティー領域を開始し、美容クリニック専売品の開発・販売やクリニック専売品のECモール運営を展開いたします。当該領域においても同様、関係する法令や仕入先との契約内容を遵守し、必要な商品管理体制も構築しておりますが、商品に瑕疵等があり当該商品の安全性に問題が生じた場合には、信頼の喪失や損害賠償責任等の発生等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### インベストメント事業に係るリスクについて

当社グループのインベストメント事業においては、社債を保有しており、2022年3月末時点の残高は1,400百万円となっております。取得する社債は半年程度の短期で償還されるものに限っており、かつ常に社債発行会社の財政状態等は注視しておりますが、今後何らかの理由で償還がなされなかった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、インベストメント事業においては非上場会社等への投資も行っており、新規上場やM&Aなどによる投資回収を前提としておりますが、投資先において業績が悪化し営業投資有価証券の価値が大幅に低下した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 人材の獲得及び育成に係るリスクについて

当社グループが今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには優秀な人材の確保と育成が重要課題となっております。こうした人材の確保が計画どおりに進まなかった場合、育成が計画どおりに進まなかった場合、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### システム障害リスクについて

当社グループは、コンピューターシステムの管理に細心の注意を払い、システム障害のトラブルが発生することの無いよう運営にあたっており、万一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できるような体制を整えております。しかしながら、大規模なプログラムの不良が発生した場合や、当社グループの想定を上回る大地震、台風等の自然災害や事故、火災等が発生し、開発業務やシステム設備等に重大な被害が発生した場合及びその他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 法的規制リスクについて

当社グループは、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報保護に関する法律、著作権法等の規制を受けております。当社グループは法令や各種ガイドライン等の遵守を徹底し事業運営を行っておりますが、万一これらの違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更がなされ事業が制約を受けることになった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 訴訟発生リスクについて

当社グループでは、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、会員や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 情報の漏洩リスクについて

当社グループは会員組織を運営しており、取扱う個人情報に関しては、個人情報の保護に関する法律の対象となります。また、業務の性質上顧客企業の機密情報も扱っており、情報の管理には万全を期した体制の強化に努めております。万一これらの情報の漏洩や不正使用等があった場合、損害賠償、社会的信用の失墜及び顧客企業との取引停止等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権の侵害リスクについて

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないように努めておりますが、かかる知的財産権の侵害が生じてしまう可能性を完全に排除することは困難であり、万一知的財産権を侵害してしまった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 内部統制に係るリスクについて

当社グループは、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大などにより、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、取締役、監査役及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しております。2022年3月末時点において、新株予約権の目的である株式の数は744,400株であり、当社発行済株式総数7,608,000株の9.78%に相当しております。これら新株予約権又は今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、当社グループの株式価値が希薄化する可能性があります。

#### 配当政策に係るリスクについて

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しており、事業投資による利益成長、企業価値向上を最優先事項としつつ、一次的に業績のブレが生じても安定的に還元ができるよう「1株当たり配当額の継続的な増加」と「DOE（自己資本配当率）4%以上」を基本方針としております。

しかしながら、通期業績、財政状態及びその他の状況の変化によっては、配当政策に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

##### （経営成績の状況）

SNSが生活者の意識や購買行動に与える影響が増している現在、企業においても、SNSを活用したマーケティングに注力する動きが加速しております。

当社グループが属するインターネット広告市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった中でも着実な成長を続け、2021年の市場規模は2兆7,052億円（前年比21.4%増）に到達し、マスコミ四媒体の広告費の合計を初めて上回りました。また、2021年の日本の総広告費も前年比10.4%増の6兆7,998億円であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ前年から回復しております。（株式会社電通「2021年 日本の広告費」）

こうした環境のもと、当社グループにおいては、顧客企業及び生活者のニーズに合致するSNSを軸としたデジタルマーケティングソリューションの開発・提供に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	6,557,825千円（前期比96.7%増）
営業利益	593,398千円（前期比29.7%増）
経常利益	591,790千円（前期比28.3%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	399,768千円（前期比28.3%増）

セグメント別の業績は以下のとおりです。

#### (a) マーケティング事業

マーケティング事業は、「マーケティングソリューション領域」と「ブランド・メディア開発領域」の2領域から構成されます。マーケティングソリューション領域においては、企業のPR・プロモーションを主にデジタル・SNS領域で支援しております。ブランド・メディア開発領域においては、海外ブランドの輸入販売や自社メディアの開発・運営を行っております。

本事業においては、マーケティングソリューション領域のインフルエンサーマーケティングと美容メディアであるMimiTVが好調に推移し、当該サービスとの連携強化及び特定代理店との取引増加によりSNS広告の取扱額も拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	6,492,056千円（前期比126.6%増）
セグメント利益	645,650千円（前期比57.5%増）

#### (b) インベストメント事業

インベストメント事業は、保有する資金を効果的、効率的に運用するため、非上場会社等への投資を行っております。

本事業においては、営業投資有価証券として保有する社債の利息収益が発生しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	65,769千円（前期比86.0%減）
セグメント利益	52,837千円（前期比62.6%減）

(財政状態の状況)

(資産)

当連結会計年度末における総資産は4,711,576千円(前連結会計年度比935,265千円増加)となり、流動資産合計4,461,382千円、固定資産合計250,193千円となりました。総資産増加の主な要因としては、売上高の増加に伴い、現金及び預金、売掛金が増加したことがあげられます。

流動資産の主な内訳は、現金及び預金1,607,873千円、売掛金1,004,816千円、営業投資有価証券1,762,094千円であります。

固定資産の内訳は、有形固定資産60,185千円、無形固定資産103,310千円、投資その他の資産86,696千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は1,919,363千円(前連結会計年度比630,699千円増加)となり、流動負債合計1,899,813千円、固定負債合計19,550千円となりました。負債増加の主な要因としては、売上高の増加に伴い売上原価も増加したことによる、買掛金及び未払消費税等の増加があげられます。

流動負債の主な内訳は、買掛金506,910千円、短期借入金700,000千円、未払消費税等338,991千円であります。

固定負債の内訳は、資産除去債務19,550千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は2,792,212千円(前連結会計年度比304,565千円増加)となりました。主な内訳は、資本金564,855千円、資本剰余金545,344千円、利益剰余金1,977,106千円であります。純資産増加の主な要因としては、配当金の支払いがあった一方で、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことがあげられます。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は1,607,873千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりになります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は342,644千円(前年同期間は542,346千円の獲得)となりました。この主な要因は、法人税の支払額が164,336千円であった一方で、税金等調整前当期純利益591,824千円計上したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は44,317千円(前年同期間は17,717千円の使用)となりました。この主な要因は、無形固定資産の取得による支出23,753千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出16,212千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は99,372千円(前年同期間は88,394千円の使用)となりました。この主な要因は、配当金の支払い1106,668千円があったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当社グループが行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループでは、概ね受注から納品までの期間が短いため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
マーケティング事業	6,492,056	+126.6
インベストメント事業	65,769	86.0
合計	6,557,825	+96.7

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
クレアシオン・インベストメント(株)	550,910	16.5	124,400	1.9
(株)ピアラ	277,555	8.3	2,892,834	44.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当社グループの当連結会計年度における売上高は、マーケティング事業のマーケティングソリューション領域においてインフルエンサーマーケティング及び美容メディア「MimiTV」が順調に拡大し、当該サービスとの連携強化及び特定代理店との取引増加によりSNS広告の取扱額も拡大した結果、6,557,825千円（前期比96.7%増）となりました。

(各段階利益)

マーケティング事業の成長による売上総利益の増加により、新規事業であるブランド・メディア開発領域や人材採用等への積極的に先行投資をしながらも、営業利益は593,398千円（前期比29.7%増）、経常利益は591,790千円（前期比28.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は399,768千円（前期比28.3%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、事業運営上必要な流動性を常に確保し、高い財務健全性を担保することを基本方針としております。必要な運転資金については、手元資金及び事業により創出されるフリーキャッシュフローによることを基本としておりますが、M&Aや成長領域への投資において追加的に資金が必要な場合に備え、金融機関からの借入による資金調達を実施しております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,607,873千円、有利子負債の残高は700,000千円となっております。なお、現金及び現金同等物に加え、営業投資有価証券として半年以内に償還される社債1,400,000千円を有しており、当面の手元流動性について問題はないと考えております。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示について、経営者が過去の実績等を勘案し合理的に見積り・判断を行っておりますが、この見積りには不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が会計上の見積りに与える影響については、当社グループの一部の顧客企業で広告予算の縮小が発生する一方で、生活者の消費活動及び情報収集活動のオンライン化に伴ってデジタル・SNSマーケティングへの需要は拡大しており、当連結会計年度末時点において当社グループの事業活動及び業績に重要な影響が発生しておりません。これを踏まえ、当社グループに与える影響は軽微であり重要な影響はないものとして見積りを行っております。



#### 4【経営上の重要な契約等】

##### 連結子会社の吸収合併

当社は、2022年2月15日の取締役会決議に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社MimiTVを吸収合併することとし、同日付で合併契約を締結しております。

詳細は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 ( 1 ) 財務諸表 注記事項 ( 重要な後発事象 ) 」に記載のとおりであります。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は51,652千円で、その主な内容は、自社メディアにおけるソフトウェアの開発によるものであります。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	マーケティング事業 インベストメント事業	本社業務設備、 ソフトウェアの 開発等	49,782	10,018	76,863	136,665	138

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の建物は、建物及び建物附属設備であります。  
 3. 上記の他、他の者からの重要な賃借設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	1,013.48㎡	69,989

##### (2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,608,000	7,608,000	東京証券取引所 マザーズ(事業年度末現在) グロース(提出日現在)	単元株式数は100株で あります。完全議決権 株式であり、権利内容 に何ら限定のない当社 の標準となる株式であ ります。
計	7,608,000	7,608,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

2015年3月20日取締役会（2015年4月16日取締役会決議：第4回新株予約権）

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 3 当社従業員 51
新株予約権の数（個）	2,577
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 515,400（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	334（注）2
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～2025年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 334（注）2 資本組入額 167
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的である株式は、当社普通株式200株とする。

なお、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2015年3月19日）の東京証券取引所における当社株価の終値と同額の金668円を、1株につき2株の割合の株式分割に伴い調整した、金334円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2018年3月期から2024年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記( )から( )に掲げる各金額以上である場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - ( ) 営業利益が5億円以上である場合 行使可能割合：30%
  - ( ) 営業利益が7億円以上である場合 行使可能割合：50%
  - ( ) 営業利益が10億円以上である場合 行使可能割合：100%
- (2) 上記(1)における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役ににて定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社(以下、併せて「当社関係会社」という。)の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、もしくは、当社又は当社関係会社との契約関係に従い当社又は当社関係会社の事業又は経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 以下に該当する場合、行使期間終了前といえども、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - ( ) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
  - ( ) 新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。
  - ( ) 新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
  - ( ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、  
(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)5(3)に従って決定される  
当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権  
の行使期間」の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8)その他新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件  
(注)4に準じて決定する。
- (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2018年2月21日取締役会(2018年3月15日取締役会決議:第5回新株予約権)

付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 29
新株予約権の数(個)	545
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 109,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,132(注)2
新株予約権の行使期間	2019年7月1日~2028年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,132(注)2 資本組入額 566
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認 を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在  
(2022年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末  
現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株  
とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下  
同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新  
株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整  
の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの  
場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるもの  
とする。

2.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」とい  
う。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年2月20日の東京証券取引所  
における当社株式の普通取引終値である金2,263円を、1株につき2株の割合の株式分割に伴い調整した、  
金1,132円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の経常利益が、下記( )または( )に掲げる条件を充たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を上限として、当該経常利益が下記( )または( )に掲げる水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

( ) 2019年3月期乃至2021年3月期のいずれかの期の経常利益が10億円を超過した場合：70%

( ) 2019年3月期乃至2024年3月期のいずれかの期の経常利益が15億円を超過した場合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社（以下、併せて「当社関係会社」という。）の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、もしくは、当社または当社関係会社との契約関係に従い当社または当社関係会社の事業または経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認められた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
(注)4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2018年2月21日取締役会(2018年3月15日取締役会決議:第6回新株予約権)

付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 120,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,132(注)2
新株予約権の行使期間	2018年9月23日~2028年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,132(注)2 資本組入額 566
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。



## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年2月20日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,263円を、1株につき2株の割合の株式分割に伴い調整した、金1,132円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 3. 新株予約権の行使の条件

(1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8)その他新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件  
(注)4に準じて決定する。
- (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)1	37,800	3,721,800	4,809	553,966	4,809	532,966
2018年10月1日 (注)2	3,721,800	7,443,600	-	553,966	-	532,966
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	13,200	7,456,800	1,102	555,068	1,102	534,068
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	3,600	7,460,400	300	555,369	300	534,369
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)1	93,600	7,554,000	5,823	561,192	5,823	540,192
2021年8月3日 (注)3	-	7,554,000	-	561,192	304,383	235,809
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)1	54,000	7,608,000	3,662	564,855	3,662	239,471

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 株式分割(1:2)によるものであります。

3. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	20	18	33	6	2,280	2,360	-
所有株式数 (単元)	-	4,894	8,009	1,743	14,694	25	46,688	76,053	2,700
所有株式数の割合 (%)	-	6.43	10.53	2.29	19.32	0.03	61.39	100	-

(注) 自己株式433,685株は、「個人その他」に4,336単元、「単元未満株式の状況」に85株含まれております。

## ( 6 ) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
岡本 伊久男	東京都港区	1,664,600	23.20
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	561,500	7.83
クレディ・スイス証券(株)	東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデンタワー	287,400	4.01
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	254,100	3.54
日本スタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	234,300	3.27
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	150,409	2.10
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A	148,291	2.07
J P モルガン証券(株)	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	146,400	2.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	142,100	1.98
山沢 滋	東京都渋谷区	125,700	1.75
計	-	3,714,800	51.78

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 433,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,171,700	71,717	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 2,700	-	-
発行済株式総数	7,608,000	-	-
総株主の議決権	-	71,717	-

## 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
トレンダーズ株式会社	東京都渋谷区東三丁目16 番3号	433,600	-	433,600	5.70
計	-	433,600	-	433,600	5.70

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	27	28,701
当期間における取得自己株式	39	50,661

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	10,000	6,860,351	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	433,685	-	433,724	-

(注) 2022年6月1日からこの有価証券報告書提出までに取得された自己株式数は含まれません。

### 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しており、事業投資による利益成長、企業価値向上を最優先事項としつつ、一時的に業績のブレが生じても安定的に還元ができるよう「1株当たり配当額の継続的な増加」と「DOE（自己資本配当率）4%以上」を配当の基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり16円の配当を実施することを決定しました。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は28.6%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び事業拡大のための投資等に充当していく予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができ、中間配当をする場合の基準日は毎年9月30日であります。また、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を定めることができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年5月13日 取締役会決議	114,789	16

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、次の4つの経営方針を掲げております。

- ・生活者及び市場のトレンドを捉えた事業展開により、社会に新しい価値を創出する。
- ・中長期にわたり継続的に成長し続ける事業・組織作りを目指す。
- ・株主価値の最大化を常に優先課題と捉え、積極的かつ安定的な株主還元を実施する。
- ・フレキシブルな働き方の促進と多様性を重視した組織運営により、D&I（ダイバーシティ & インクルージョン）の先進企業を目指す。

当社は、この4つの経営方針の遂行のため、経営の効率化を図るとともに健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実は当社における重要な経営課題と位置づけております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役による職務執行の監督強化と、業務執行上の重要事項の迅速な意思決定を可能とするため、社外取締役が半数を占める取締役会、常勤取締役及び執行役員からなる経営会議、及び独立社外監査役が過半数を占める監査役会を設置しております。

#### (イ) 取締役会

代表取締役社長 黒川涼子を議長とし、代表取締役会長 岡本伊久男、取締役CFO 田中隼人並びに独立社外取締役である本田哲也及び石川森生、社外取締役である横山隆治の6名（男性5名、女性1名）で構成されております。原則として毎月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、取締役会規則に定める事項及び会社経営・グループ経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役より管掌部門の事業の状況及び職務執行の状況に関する報告を受けること等により、取締役による職務執行を監督しております。

#### (ロ) 経営会議

代表取締役社長 黒川涼子を議長とし、代表取締役会長 岡本伊久男、取締役CFO 田中隼人の常勤取締役3名及び執行役員6名（男性4名、女性2名）の計9名で構成されております。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として開催しております。なお、経営会議は、事業会議と非事業会議の2種類の会議で構成されており、事業会議は常勤取締役及び執行役員を参加者として事業の実績報告や課題等、事業に関する報告及び審議を行い、非事業会議は代表取締役社長、取締役CFO及び執行役員を参加者として事業以外の経営課題について共有及び審議を行っております。いずれの会議も、原則月2回、隔週で開催しております。

#### (ハ) 監査役会

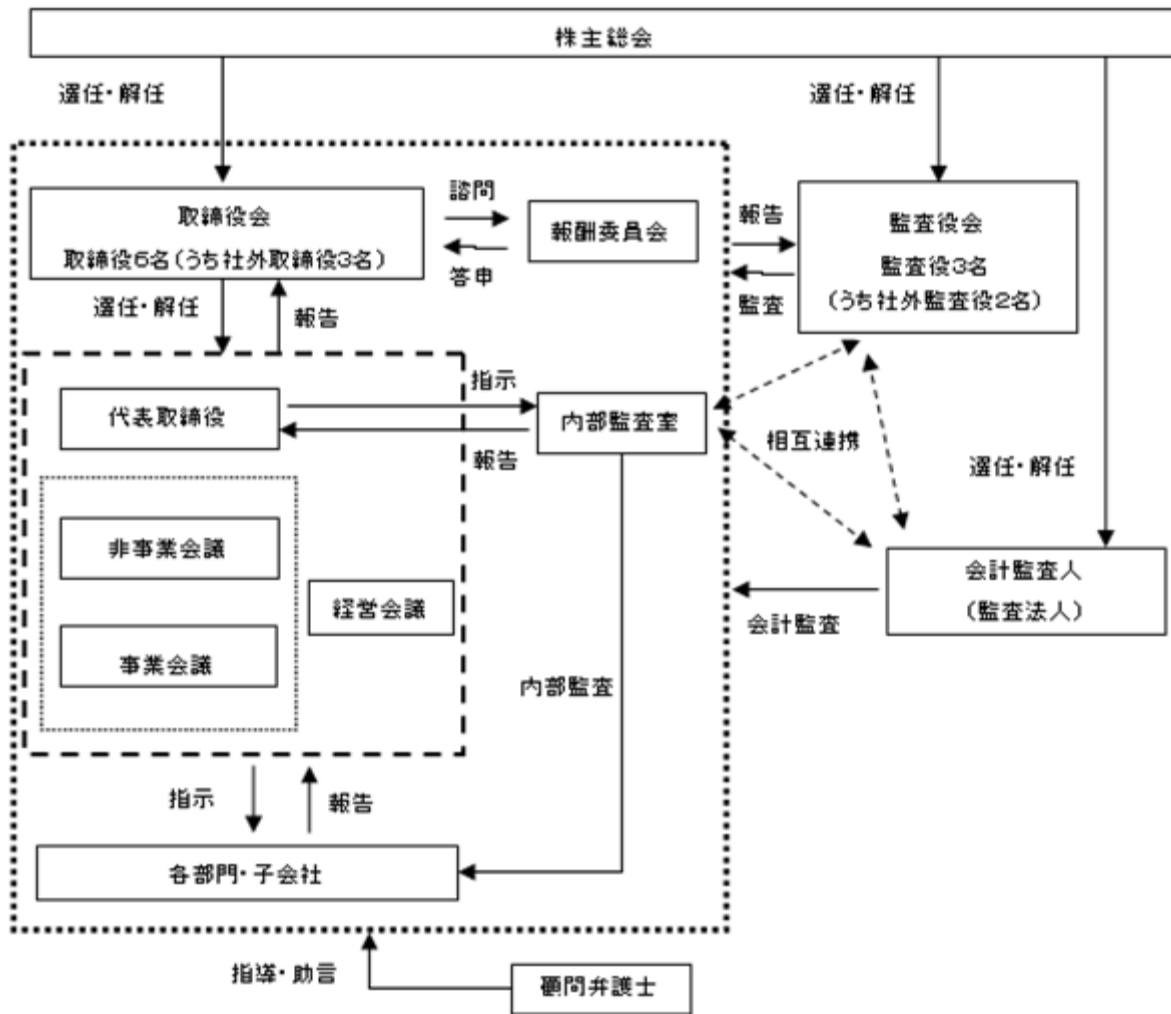
常勤監査役 郭翔愛を議長とし、独立社外監査役である非常勤監査役 都賢治及び橋岡宏成の3名（男性3名）で構成されております。原則として毎月1回監査役会を開催し、常勤監査役からの業務監査の結果や取締役及び従業員による業務執行の状況等に関する報告共有、並びに内部監査室からの内部監査の状況に関する報告を受け、これらをもとに、経営全般に関する適法性の確認や内部統制システムの運用状況、取締役による職務執行の状況等を監査しております。

#### (ニ) 報酬委員会

報酬委員会は5名で構成されており、うち3名以上は社外役員（社外取締役又は社外監査役）であります。また、委員長は社外役員がこれを務めます。報酬委員会の開催は原則年1回の定時開催とし、必要に応じ、臨時的招集も可能とします。



(ホ) 当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



#### 企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システム、リスク管理体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況

内部統制システムの整備、リスク管理体制の整備、子会社の業務の適正を確保するための体制整備に関して、当社では2021年6月17日制定の「内部統制システムに関する基本方針」に従い体制を構築しております。また、社員に対しては定期的にコンプライアンス教育等を実施し、内部統制ルールの周知やリスク発生防止を図っております。なお、内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、代表取締役直属の内部監査室による内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人とも連携して、その実効性を確保しております。

#### 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理します。

#### 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理部門は、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行の確保を目的として監視、指導を行います。

不測の事態が発生した場合には、経営会議を代表して常勤取締役は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行います。また、対策本部を設置し、緊急対応方針を審議・決定のうえ、迅速に対処します。

#### 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (1) 各種社内会議体制の整備

取締役会は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督します。

取締役会のほか、常勤取締役及び執行役員等からなる経営会議を原則として毎月開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項に関して慎重かつ多角的に検討、審議し、意思決定を行います。

##### (2) 職務権限及び責任の明確化

職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程、稟議事項・決議決裁基準に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築します。

#### 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを内部監査室が行い、必要に応じて管理部門と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づく内部通報制度を厳正に運用するとともに、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

#### 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役または従業員を子会社の取締役の一部として派遣し（以下、当該取締役及び従業員を併せて「子会社担当取締役等」といいます。）、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督します。また、管理部門は、子会社の主管部門として子会社担当取締役等と協力し、子会社の経営管理及び経営指導にあたり、子会社の業務の適正を図ります。

当社において毎月開催される定例取締役会において、子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社担当取締役等から報告を行います。

##### (2) 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

管理部門は、子会社の取締役及び管理部門と協力し、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。

また、子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社担当取締役等は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じます。

##### (3) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、当社取締役会において審議を行います。子会社の事業運営については、管理部門が主管となって、子会社の管理を行います。

なお、子会社の経営上・事業運営上の重要事項について、子会社の事業内容や規模を考慮のうえで、原則として子会社ごとに、当社への報告や事前承認を要する事項を定めます。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを子会社監査部門と協力して内部監査室が行い、必要に応じて管理部門及び子会社管理部門と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づき、子会社からの内部通報を厳正に運用し、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重して行います。監査役より要請のある場合、補助者は監査役の指揮・監督のもと、監査役の指示業務を優先して行うものとします。

取締役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役、管理部門、内部監査室及び子会社担当取締役等は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出します。

- (1) 当社及び子会社の重要な機関決定事項
- (2) 当社及び子会社の経営状況のうち重要な事項
- (3) 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (4) 当社及び子会社における内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- (5) 当社及び子会社における重大な法令及び定款違反
- (6) その他、当社及び子会社に関する重要事項

前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、取締役会へ出席するほか、常勤監査役が重要な社内会議に適宜出席し、必要に応じて説明を求めます。  
監査役会は取締役、執行役員及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役、会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施します。

以上

(ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役本田哲也、石川森生及び横山隆治、並びに社外監査役都賢治及び橋岡宏成は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限られます。

(ハ) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(二) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(ホ) 取締役の選任決議要件

当社では、取締役の選任決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(ヘ) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(ト) 剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策及び配当政策を可能とするため、2017年6月23日開催の定時株主総会の決議により、当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

(チ) 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	岡本 伊久男	1970年1月28日	1997年10月 株式会社シーアイイー入社 2000年7月 株式会社マクロミル入社、執行役員就任 2001年4月 同社取締役就任 2003年9月 同社取締役CFO就任 2007年5月 当社顧問就任 2008年10月 株式会社メディアフラッグ非常勤監査役就任 2009年9月 株式会社マクロミル常勤監査役就任 2010年6月 当社監査役就任 2011年3月 当社社外取締役就任 2011年10月 当社取締役就任 2014年5月 当社代表取締役社長就任 2015年4月 株式会社Smarprise取締役就任 2017年7月 当社代表取締役 社長執行役員CEO就任 2018年5月 株式会社BLT代表取締役社長就任 2020年4月 当社代表取締役会長就任(現任)	注1	1,664,600
代表取締役 社長	黒川 涼子 (戸籍名:佐々 井 涼子)	1974年9月3日	1997年4月 株式会社東京スタイル入社 2000年10月 テンプスタッフ株式会社入社 2004年9月 ドクターカナコ株式会社入社 2006年8月 当社入社 2012年7月 当社執行役員就任 2014年6月 当社取締役就任 2015年6月 当社取締役兼常務執行役員就任 2017年7月 当社取締役 副社長執行役員COO就任 2018年5月 株式会社BLT取締役就任 2018年5月 株式会社MimiTV代表取締役社長就任 2019年6月 株式会社BLT監査役就任 2020年4月 当社代表取締役社長就任(現任) 2022年2月 株式会社クレマンスラボラトリー取締役就任(現任)	注1	30,000
取締役 CFO	田中 隼人	1989年8月5日	2014年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員CFO就任 2020年6月 当社取締役CFO就任(現任) 2022年2月 株式会社クレマンスラボラトリー取締役就任(現任)	注1	0
取締役	本田 哲也	1970年8月7日	1995年4月 株式会社セガ入社 1999年8月 フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社入社 2006年8月 ブルーカレント・ジャパン株式会社設立、代表取締役 社長就任 2019年4月 株式会社本田事務所設立、代表取締役社長就任(現 任) 2019年6月 当社社外取締役就任(現任)	注1	0
取締役	石川 森生	1984年7月31日	2008年4月 SBIホールディングス株式会社入社 2010年1月 SBIナビ株式会社(現・ナビプラス株式会社)設立 2011年6月 マガシーク株式会社入社 2014年1月 株式会社TUKURU設立、代表取締役社長就任 2016年2月 株式会社ディノス・セシール入社、CECO就任(現任) 2019年11月 Mr.Yook株式会社設立、代表取締役就任(現任) 2020年6月 当社社外取締役就任(現任)	注1	0
取締役	横山 隆治	1958年9月29日	1982年4月 株式会社旭通信社(現・株式会社ADKホールディング ス)入社 1996年12月 デジタルアドバタイジングコンソーシアム株式会社 代表取締役副社長就任 2008年7月 株式会社ADKインタラクティブ代表取締役社長就任 2011年4月 有限会社シックスサイト代表取締役社長就任(現任) 2011年6月 株式会社デジタルインテリジェンス代表取締役社長就 任 2014年10月 株式会社ベストインクラスプロデューサーズ取締役就 任(現任) 2022年6月 当社社外取締役就任(現任)	注1	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	郭 翔愛	1978年7月29日	2002年4月 三井物産株式会社入社 2007年6月 当社入社 2010年6月 当社取締役就任 2015年6月 当社取締役兼常務執行役員就任 2019年6月 株式会社BLT取締役就任 2020年6月 当社常勤監査役就任(現任)	注2	125,000
監査役	都 賢治	1959年11月14日	1983年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1989年3月 都会計事務所(現・税理士法人アルタス)設立、所長就任(現任) 1990年8月 株式会社アルタス設立、代表取締役就任(現任) 1992年9月 株式会社グロービス取締役就任 2003年9月 株式会社マクロミル社外監査役就任 2006年12月 株式会社アイスタイル社外監査役就任(現任) 2011年3月 当社社外監査役就任(現任) 2011年7月 株式会社チームスピリット社外取締役就任 2015年11月 株式会社グライダーアソシエイツ社外監査役就任 2018年6月 株式会社サイバー・バズ社外監査役就任(現任)	注2	16,000
監査役	橋岡 宏成	1967年1月23日	1991年4月 株式会社住友銀行(現・株式会社三井住友銀行)入行 1998年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 國吉法律事務所入所 2004年9月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役就任 2007年6月 株式会社ユナイテッドアローズ社外監査役就任 2008年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立 パートナー弁護士(現任) 2009年3月 昭和情報機器株式会社社外監査役就任 2011年6月 当社社外監査役就任(現任) 2011年6月 株式会社エー・ピーカンパニー(現・株式会社エー・ピーホールディングス)社外監査役就任 2014年6月 株式会社アイフリークホールディングス(現・株式会社アイフリークモバイル)社外監査役就任 2015年7月 ノイルイミュン・バイオテック株式会社社外監査役就任(現任) 2018年6月 株式会社ロコガイド社外取締役(監査等委員)就任 2021年10月 株式会社ロコガイド組織再編により株式会社くふうカンパニー社外取締役就任(現任)	注2	0
計					1,835,600

- (注) 1. 任期は、2022年6月28日開催の定時株主総会の時から、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2. 任期は、2020年6月29日開催の定時株主総会の時から、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役 本田哲也氏、石川森生氏及び横山隆治氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 都賢治氏及び橋岡宏成氏は、社外監査役であります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の本田哲也は株式会社本田事務所の代表取締役社長であります。当社と株式会社本田事務所及び本田哲也との間には人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。なお、本田哲也は会社の経営に関する豊富な知識と当社事業分野への知見を有しており、経営陣より独立した立場で、取締役による経営や事業運営に対する助言及び監督を行っております。

社外取締役の石川森生は株式会社ディノス・セシールのCECO、Mr.Yook株式会社の代表取締役であります。当社とこれらの企業等及び石川森生との間には人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。なお、石川森生は会社経営に関する経験と知識に加え、数多くのEC事業責任者を歴任し、今後の当社の注力領域であるEC事業への豊富な見識を有しております。

社外取締役の横山隆治は有限会社シックスサイトの代表取締役社長、株式会社ベストインクラスプロデューサーズ取締役であり、当社と横山隆治との間には2022年3月期において480万円の業務委託等の取引がありますが、当社

の売上規模に鑑みると、特別の利害関係の観点から重要性はなく、この他当社と同企業及び横山隆治との間には人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。なお、横山隆治は会社経営に関する経験と知識に加え、インターネット関連事業を提供する企業において長年に亘り数多くの事業に携わった経験により培った広告・マーケティング業界に関する豊富な見識を有しております。

社外監査役的都賢治は当社株式を16,000株所有しております。また、株式会社アルタスの代表取締役及び税理士法人アルタスの所長、並びに株式会社アイスタイル及び株式会社サイバー・バズの社外監査役であります。当社とこれらの企業等の間には人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。なお、都賢治は税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営陣より独立した立場で内部統制システムの運用状況や取締役による職務執行の状況を監視、並びに取締役会における議案審議等に関する助言や提言を行っております。

社外監査役の橋岡宏成はヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所のパートナー弁護士、株式会社くふうカンパニーの社外取締役並びにノイルイミュン・バイオテック株式会社の社外監査役であります。当社とこれらの企業等及び橋岡宏成との間には人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。なお、橋岡宏成は弁護士として企業法務に精通しており、経営陣より独立した立場で内部統制システムの運用状況や取締役による職務執行の状況を監視、並びに取締役会における議案審議等に関する助言や提言を行っております。

当社では、社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たすべき役割については、当社が扱う各事業に対して、それぞれが専門的な経験及び知見を有しており、当該各事業に関して取締役会が行う意思決定に対し、適切な監督を行うとともに、適宜それぞれの経験及び知見に基づいて助言をすることを求めています。また、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、実質的に経営者から独立した判断ができる人材であることを重視して選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会への出席、提供される資料の閲覧及び取締役会における質疑等並びに以下に記載する内部統制部門、内部監査室及び会計監査人との連携等を通じて、取締役による職務執行や当社及び当社グループの経営状況等の把握、監督及び監査並びを行っております。

当社は管理部門において財務・経理、法務、グループ管理等を管轄しており、当社及び当社グループの内部統制の運用上重要な役割を担っております。管理部門は取締役会の事務局を運営しており、社外取締役及び社外監査役からの依頼に応じて、随時情報提供を行っております。また、社外取締役及び社外監査役は、業務執行取締役や管理部門からの相談に応じ、随時経営や内部統制等に関する助言を行っております。

社外監査役は、毎月開催する監査役会において、常勤監査役が実施した役職員からのヒアリング結果及び重要書類の閲覧等の結果の報告を受けております。また、内部監査室より内部監査の結果及び問題意識の共有を受けるほか、会計監査人との間で監査に関する情報交換等を行っております。社外監査役は、これらを元に経営全般に関する適法性の確認や内部統制システムの運用状況の把握等も行っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社の監査役会は、本報告書提出日現在において、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名により構成されております。常勤監査役の郭翔愛は、当社取締役として会社の経営に長年携わり、会社経営及び当社の事業領域、実務全般に関する豊富な知識と経験を有しております。非常勤監査役の都賢治は税理士の資格を持つとともに上場会社の社外取締役及び社外監査役の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見並びに上場会社における経営に関する知見を有しております。非常勤監査役の橋岡宏成は弁護士の資格を持つとともに上場会社の社外取締役及び社外監査役の経験を有しており、企業法務及び上場会社における経営に関する知見を有しております。

当事業年度において、当社は監査役会を原則として月1回開催してまいりました。個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
郭 翔愛	13	13
都 賢治	13	13
橋岡 宏成	13	12

当事業年度においては、内部統制システムの整備・運用状況、事業報告等及び計算関係書類、新規事業及び新サービス開始時のリスク管理の状況、機密情報及び個人情報管理の状況並びにインベストメント事業のリスク管理の状況を主要な検討事項とするとともに、人員数の急激な増加やリモートワークが及ぼす影響など状況に応じて必要と判断した項目について、適宜検討してまいりました。

監査役会の活動としては、内部監査室からの内部監査結果のヒアリング及び内部監査室への助言、会計監査人からの会計監査の状況に関するヒアリング等を実施しております。また、会計監査人の監査の方法・監査結果についても意見交換を行っております。さらに、常勤監査役は社長・取締役・重要な使用人との意見交換、執行役員・内部監査室・重要な使用人・子会社の役員等からの業務の状況のヒアリング、重要書類の閲覧等を通じて、前述の検討項目を中心に独自に監査を行い、その結果を監査役会に報告しております。このほか、各監査役は取締役会に出席しております。これらの監査役会及び監査役による活動を通じて、監査役監査上の主要事項について検討を行うとともに、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止、取締役及び各部門の業務執行につき監査を行っております。

## 内部監査の状況

当社では、代表取締役直属の内部監査室を設置しており、担当者を1名配置しております。また、内部監査室の上申に基づき、内部監査室以外の従業員が監査に協力しております。内部監査室の担当者は監査役会の補助者を兼務しており、補助者の人事異動は監査役会の意見を尊重して行うこととしております。

内部監査室は、業務の運営が法令、定款、諸規程等に準拠し、効率的、合理的に行われていることを検証、評価及び助言することにより、当社及び当社グループの業績の向上、経営の効率化、財産の保全・活用に資することを目的として、監査を実施しております。

監査により発見された事項については、監査対象部門の統括者並びに代表取締役及び監査役会へ報告するとともに、業務改善等に向けた具体的な助言や勧告を行うことにより、内部統制が有効に機能するよう努めております。また、必要に応じて会計監査人に対しても監査結果や問題意識を共有し、監査の実効性を高めるように努めております。

## 会計監査の状況

## (イ) 監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

## (ロ) 継続監査期間

6年間

## (ハ) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 光廣成史

## (ニ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名



その他 3名

(ホ) 監査法人の選定方針と理由

当社では会計監査人を選定するための具体的な基準又は方針は定めておりませんが、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていることを総合的に勘案のうえで、選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(ヘ) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述の選定方針に加え、経営者・監査役・経理担当者・内部監査担当者等とのコミュニケーション、グループ全体に対する監査手続き、不正リスクへの対応が適切に行われているか等の観点から評価した結果、PwCあらた有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000	-	22,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	22,000	-	22,500	-

(ロ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((イ)を除く)

該当事項はありません。

(ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

当社では、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し、監査報酬を決定することとしております。

(ホ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針に係る事項

当社は、2022年6月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、以下の内容で決議しております。

1. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針並びに各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針（以下「取締役報酬等の内容の決定方針」）

<社内取締役・社外取締役共通の方針>

- (1) 報酬委員会を設置し、報酬委員会に、本方針に沿った取締役の報酬等の案の策定を委任する。
- (2) 報酬委員会の構成は経産省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」等に準拠することを前提とする。
- (3) 報酬等の種類は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しない。なお、年間の金銭報酬額として決定した額を12等分した額を、月例の固定金銭報酬（以下「固定報酬」という）とする。
- (4) 2006年2月8日の臨時株主総会決議に基づき、取締役の報酬総額は年額200,000千円を限度とする。

<社内取締役に關する方針>

- (1) 役職に応じた報酬基準額を、当社の過去実績や他の国内企業の社内取締役に對する固定報酬に關する調査結果、同種または同規模の国内企業の取締役報酬額を参考にしたうえで、以下を勸案のうえで報酬委員会により策定し、決定する。
  - (イ) 前期の当社グループの業績
  - (ロ) 前期に当社グループ内で担った役割
  - (ハ) 当期に当社グループ内で担う役割
- (2) 取締役としての報酬と委任型執行役員としての報酬は区分せず、各取締役兼委任型執行役員の報酬額の合計が、取締役報酬総額の枠内となるよう配分する。

<社外取締役に關する方針>

以下を勸案のうえで報酬委員会により策定し、決定する。

- (1) 第三者が実施した、他の国内企業の社外取締役に對する固定報酬に關する調査結果
- (2) 経歴等より期待される貢献

2. 取締役に對し報酬等を与える時期

固定報酬は任期中となる7月から翌年の6月までの職務の執行の対価として定期的に支払うものとし、毎月末において締め切り、翌月25日に支払うものとする。ただし、支払日が休日若しくは銀行休業日に当たるときはその前営業日に繰り上げて支払う。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に關する事項

当社では、取締役の個人別の報酬等の額の決定における独立性及び客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として任意で報酬委員会を設置しております。なお、報酬委員会の策定した、取締役の個人別の報酬等の内容に關する原案（以下「報酬原案」）を尊重して、取締役会が取締役の個人別の報酬等の額を決定しております。

<報酬委員会>

(1) 報酬委員会の構成

報酬委員会委員長 本田 哲也（社外取締役）  
報酬委員 都 賢治（社外監査役）、橋岡 宏成（社外監査役）、岡本伊久男（代表取締役会長）、黒川涼子（代表取締役社長）

(2) 報酬委員会の活動目的

取締役報酬等の内容の決定方針に従い、報酬原案を策定すること。なお、報酬等とは金銭報酬及び非金銭報酬をいい、当事業年度の取締役に對する報酬等について、所定の報酬等とは別に臨時に報酬（報酬に類するものを含む）が発生する場合には、臨時報酬等についても、報酬原案策定の対象とする。

4. 取締役会・報酬委員会の報酬決定に関する活動内容

当事業年度の役員の報酬等は、以下のとおり審議・決定いたしました。

2021年6月29日：取締役会において取締役報酬等の内容の決定方針を決定

2021年7月14日：報酬委員会において、報酬原案を策定

2021年7月20日：取締役会において、報酬委員会で策定された報酬原案の内容にて、取締役報酬を支給することを決定

2021年7月より2022年6月における取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、社外取締役を委員長とした報酬委員会において、審議・提案され、報酬委員会の答申を受けて取締役会で決議しているため、その内容が当該方針に沿うものであると判断しています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	69,211	69,211	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	3,600	3,600	-	-	1
社外役員	18,000	18,000	-	-	5

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

(純投資目的である投資株式)

時価の変動により利益を得ることを目的としており、短中期的に売買することを想定するものをいいます。なお、「純投資目的以外の目的である投資株式」に該当する株式を除きます。

(純投資目的以外の目的である投資株式)

長期的には売却することが想定されるものの、業務提携などの事業上の必要に基づき保有する株式をいいます。なお、子会社株式、関連会社株式を除きます。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式を保有しておりません。

なお、一定価額以上の投資株式の取得にあたっては取締役会決議を要することとしており、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有する場合においても、業務提携などの事業上の必要性の有無等に関して検証したのち、取得を決議します。また、上記一定価額に満たない価額の投資株式の取得についても、当社が定める決議決裁基準に則り、価額に応じた決議又は決裁を経ることを要件としております。

また、投資株式は保有目的を明確にして管理しており、四半期毎に実施する価値評価と併せ、保有の合理性が失われた場合には、売却等を検討してまいります。

(ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(ハ) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額(千円)	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額(千円)
非上場株式	4	115,029	3	65,029

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額(千円)	売却損益の合計額(千円)	評価損益の合計額(千円)
非上場株式	-	-	-

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応して連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,408,919	1,607,873
受取手形及び売掛金	604,772	-
売掛金	-	1,004,816
営業投資有価証券	1,515,029	1,762,094
商品	9,935	22,656
仕掛品	20,303	29,389
その他	22,278	35,570
貸倒引当金	813	1,018
流動資産合計	3,580,425	4,461,382
固定資産		
有形固定資産		
建物	103,846	70,811
減価償却累計額	48,523	21,029
建物(純額)	55,323	49,782
工具、器具及び備品	60,115	50,865
減価償却累計額	48,477	40,462
工具、器具及び備品(純額)	11,638	10,402
有形固定資産合計	66,961	60,185
無形固定資産		
のれん	1,987	25,241
ソフトウェア	23,101	77,887
その他	23,326	181
無形固定資産合計	48,414	103,310
投資その他の資産		
敷金	59,062	58,999
繰延税金資産	21,447	27,697
投資その他の資産合計	80,510	86,696
固定資産合計	195,885	250,193
資産合計	3,776,311	4,711,576

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	255,858	506,910
短期借入金	700,000	700,000
未払法人税等	90,812	121,080
契約負債	-	20,845
未払消費税等	90,916	338,991
その他	131,576	211,985
流動負債合計	1,269,164	1,899,813
固定負債		
資産除去債務	19,499	19,550
固定負債合計	19,499	19,550
負債合計	1,288,663	1,919,363
純資産の部		
株主資本		
資本金	561,192	564,855
資本剰余金		
資本準備金	540,192	239,471
その他資本剰余金	-	305,873
資本剰余金合計	540,192	545,344
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,688,153	1,977,106
利益剰余金合計	1,688,153	1,977,106
自己株式	304,383	297,551
株主資本合計	2,485,155	2,789,754
新株予約権	2,492	2,458
純資産合計	2,487,647	2,792,212
負債純資産合計	3,776,311	4,711,576

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	3,333,434	1 6,557,825
売上原価	1,881,685	4,626,763
売上総利益	1,451,748	1,931,062
販売費及び一般管理費	2 994,186	2 1,337,663
営業利益	457,562	593,398
営業外収益		
助成金収入	4,895	3,240
受取管理料	-	1,450
雑収入	4,507	936
その他	3	11
営業外収益合計	9,406	5,638
営業外費用		
支払利息	5,541	7,244
その他	8	1
営業外費用合計	5,550	7,245
経常利益	461,418	591,790
特別利益		
新株予約権戻入益	140	34
特別利益合計	140	34
税金等調整前当期純利益	461,559	591,824
法人税、住民税及び事業税	153,216	196,374
法人税等調整額	3,293	4,318
法人税等合計	149,923	192,056
当期純利益	311,636	399,768
親会社株主に帰属する当期純利益	311,636	399,768



【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	311,636	399,768
包括利益	311,636	399,768
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	311,636	399,768
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	555,369	534,369	1,476,759	204,415	2,362,082
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	555,369	534,369	1,476,759	204,415	2,362,082
当期変動額					
新株の発行	5,823	5,823	-	-	11,647
剰余金の配当	-	-	100,242	-	100,242
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	311,636	-	311,636
自己株式の取得	-	-	-	99,968	99,968
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	5,823	5,823	211,393	99,968	123,072
当期末残高	561,192	540,192	1,688,153	304,383	2,485,155

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,633	2,364,715
会計方針の変更による累積的影響額	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,633	2,364,715
当期変動額		
新株の発行	-	11,647
剰余金の配当	-	100,242
親会社株主に帰属する当期純利益	-	311,636
自己株式の取得	-	99,968
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	140	140
当期変動額合計	140	122,931
当期末残高	2,492	2,487,647

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	561,192	540,192	1,688,153	304,383	2,485,155
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	4,160	-	4,160
会計方針の変更を反映した当期首残高	561,192	540,192	1,683,993	304,383	2,480,994
当期変動額					
新株の発行	3,662	3,662	-	-	7,324
剰余金の配当	-	-	106,655	-	106,655
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	399,768	-	399,768
自己株式の取得	-	-	-	28	28
株式交付による増加	-	1,489	-	6,860	8,350
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	3,662	5,152	293,113	6,831	308,759
当期末残高	564,855	545,344	1,977,106	297,551	2,789,754

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,492	2,487,647
会計方針の変更による累積的影響額	-	4,160
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,492	2,483,487
当期変動額		
新株の発行	-	7,324
剰余金の配当	-	106,655
親会社株主に帰属する当期純利益	-	399,768
自己株式の取得	-	28
株式交付による増加	-	8,350
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34	34
当期変動額合計	34	308,725
当期末残高	2,458	2,792,212

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	461,559	591,824
減価償却費	53,916	24,267
のれん償却額	23,845	1,987
貸倒引当金の増減額(は減少)	79	213
受取利息及び受取配当金	3	8
支払利息	5,541	7,244
新株予約権戻入益	140	34
助成金収入	4,895	3,240
売上債権の増減額(は増加)	44,429	413,003
棚卸資産の増減額(は増加)	5,377	17,772
営業投資有価証券の増減額(は増加)	62,469	247,065
仕入債務の増減額(は減少)	103,764	253,064
未払又は未収消費税等の増減額	40,659	248,075
その他負債の増減額(は減少)	11,656	65,422
小計	719,241	510,977
利息の受取額	3	8
利息の支払額	5,541	7,244
助成金の受取額	4,895	3,240
法人税等の支払額	176,252	164,336
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>542,346</b>	<b>342,644</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	6,003	4,415
無形固定資産の取得による支出	30,254	23,753
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 16,212
資産除去債務の履行による支出	12,300	-
敷金の回収による収入	30,840	63
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,717	44,317
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額	100,000	-
株式の発行による収入	11,647	7,324
配当金の支払額	100,073	106,668
自己株式の取得による支出	99,968	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	88,394	99,372
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	436,233	198,954
現金及び現金同等物の期首残高	972,685	1,408,919
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,408,919	1 1,607,873

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社MimiTV  
株式会社クレマン斯拉ボラトリー

株式会社クレマン斯拉ボラトリーは、当連結会計年度に全発行株式を取得したことにより、連結子会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券(営業投資有価証券)

a. 満期保有目的債券

原価法を採用しております。

b. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券と定義されるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

a. 仕掛品

個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

b. 商品

主として移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備(建物勘定に含まれる)及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～24年
工具、器具及び備品	2年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの展開する事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）、並びに、顧客との契約から生じる収益以外の収益の計上基準は、以下のとおりであります。

イ．顧客との契約から生じる収益

マーケティング事業において、インフルエンサーマーケティングや運用型広告といったマーケティングソリューションの提供等、当社グループが顧客企業に提供するサービスを「BtoBサービス」、化粧品販売やWebサービスの提供等、生活者に対する財またはサービスの提供を「BtoCサービス」と分類しており、これらの収益及び費用の計上基準は以下のとおりです。

a. BtoBサービス

BtoBサービスにおける当社グループの履行義務は、顧客との契約に基づきマーケティングソリューションを提供することです。インフルエンサーマーケティング等、サービスの提供完了時に履行義務が充足されるものは一時点で収益を計上し、運用型広告等、一定期間にわたり履行義務が充足されるものは、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を計上しております。

なお、当社グループの役割が代理人に該当する一部の取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

b. BtoCサービス

BtoCサービスにおける当社グループの履行義務は、顧客との契約に基づき財またはサービスを販売・提供することです。顧客である生活者が当該財またはサービスに対する支配を獲得した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を計上しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロ．顧客との契約から生じる収益以外の収益

インベストメント事業において、保有する株式や投資事業有限責任組合出資については、譲渡時点または譲渡契約締結時点で収益を計上しております。また、社債については、期間経過に応じて利息収益を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の及ぶ期間（5年以内）にわたり定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

（営業投資有価証券の評価）

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されている営業投資有価証券のうち、非上場株式及び投資事業有限責任組合出資については、市場価格のない有価証券であることから、当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額の算定において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定が重要であると考えております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
営業投資有価証券 非上場株式及び投資事業有限責任組合出資	315,029千円	362,094千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

営業投資有価証券に計上されている非上場株式及び投資事業有限責任組合出資については、投資先の実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は売上原価に計上されます。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

投資先の実質価額が50%超下落している場合には、実質価額が著しく低下しているとみなし、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けることができるかを検討し、相当の減額を行うべきかどうか判断しています。その主要な仮定は、投資先の作成した事業計画、当該計画の実現可能性、及びそれらに基づく回復可能性であります。

重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

見積りに用いた仮定は不確実性を伴うため、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に営業投資有価証券の評価損の計上が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、マーケティング事業のサービス提供について、従来の基準に比して収益認識時期がずれる一部の取引については、それぞれの履行義務の充足時期に応じて収益を認識することとしております。また、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する一部の取引について、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は11,781千円増加し、売上原価は5,681千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,100千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は4,160千円減少しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書に与える主な影響は、税金等調整前当期純利益の増加が6,100千円、売掛債権の増減額の増加が12,959千円であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は4,160千円減少しております。

当連結会計年度の1株当たり純資産額は58銭減少し、1株当たり当期純利益は85銭増加しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

（1）概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」、並びに流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた46,427千円は、「ソフトウェア」23,101千円、「その他」23,326千円として組み替えております。また、「流動負債」の「その他」に表示していた222,492千円は、「未払消費税等」90,916千円、「その他」131,576千円として組み替えております。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、「販売費および一般管理費」の主要な費目及び金額の注記に記載していなかった「広告宣伝費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より注記に記載することといたしました。

この結果、前連結会計年度において表示していなかった「広告宣伝費」82,705千円は、「販売費および一般管理費」の主要な費目及び金額の注記に記載しております。



(連結貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行(前連結会計年度は3行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額の総額	700,000千円	700,000千円
借入実行残高	700,000	700,000
差引額	-	-

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料手当	348,442千円	437,522千円
広告宣伝費	82,705千円	199,697千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,460,400	93,600	-	7,554,000
合計	7,460,400	93,600	-	7,554,000
自己株式				
普通株式	300,210	143,448	-	443,658
合計	300,210	143,448	-	443,658

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加93,600株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加143,448株は、取締役会決議に伴う市場買付による取得143,400株及び単元未満株の買取り48株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,492
合計		-	-	-	-	-	2,492

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	100,242	14	2020年3月31日	2020年6月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	106,655	利益剰余金	15	2021年3月31日	2021年6月15日

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,554,000	54,000	-	7,608,000
合計	7,554,000	54,000	-	7,608,000
自己株式				
普通株式	443,658	27	10,000	433,685
合計	443,658	27	10,000	433,685

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加54,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加27株は、単元未満株の買取りによるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の減少10,000株は、当社を株式交付親会社、株式会社クレマン斯拉ボラトリーを株式交付子会社とする株式交付によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,458
合計		-	-	-	-	-	2,458

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	106,655	15	2021年3月31日	2021年6月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	114,789	利益剰余金	16	2022年3月31日	2022年6月13日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	1,408,919千円	1,607,873千円
現金及び現金同等物	1,408,919千円	1,607,873千円

2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳  
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社クレマンスラボラトリーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳、株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	10,709千円
のれん	25,241千円
流動負債	5,951千円
株式の取得価額	30,000千円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	5,437千円
株式交付による当社株式の交付価額	8,350千円
差引：連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出	16,212千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、自己資金及び銀行借入を充当しており、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し運用する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券の内容は社債、非上場株式及び投資事業有限責任組合出資であり、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び価格の変動リスクに晒されております。

賃借物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金については、定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

営業投資有価証券については、定期的に発行体及び投資事業有限責任組合の財務状況を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各事業部からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金	59,062	58,879	183
資産計	59,062	58,879	183

- ( 1 ) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ( 2 ) 「営業投資有価証券」のうちその他有価証券に係る社債については、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ( 3 ) 敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しております。
- ( 4 ) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、以下は時価開示の対象としておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
営業投資有価証券 その他有価証券	315,029

当連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金	58,999	58,743	256
資産計	58,999	58,743	256

- ( 1 ) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ( 2 ) 「営業投資有価証券」のうち満期保有目的債券については、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ( 3 ) 敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しております。
- ( 4 ) 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、市場価格がないことから、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
営業投資有価証券 その他有価証券	362,094
非上場株式	115,029
投資事業有限責任組合出資	247,065

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,408,919	-	-	-
受取手形及び売掛金	604,772	-	-	-
営業投資有価証券 その他有価証券	1,200,000	-	-	-
敷金	-	-	-	59,062
合計	3,213,691	-	-	59,062

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,607,873	-	-	-
売掛金	1,004,816	-	-	-
営業投資有価証券 満期保有目的債券(社債)	1,400,000	-	-	-
敷金	-	-	-	58,999
合計	4,012,690	-	-	58,999

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	700,000	-	-	-
合計	700,000	-	-	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	700,000	-	-	-
合計	700,000	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表計上額とする金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

「現金及び預金」、「売掛金」、「営業投資有価証券」の満期保有目的債券、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」が該当しますが、これらは時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

時価で連結貸借対照表計上額としない金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	58,743	-	58,743
資産計	-	58,743	-	58,743

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	営業投資有価証券			
	社債	1,400,000	1,400,000	-
合計		1,400,000	1,400,000	-

2. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	営業投資有価証券			
	社債	1,200,000	1,200,000	-
	非上場株式及び投資事業有 限責任組合出資	315,029	327,498	12,469
合計		1,515,029	1,527,498	12,469

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	営業投資有価証券			
	非上場株式及び投資事業有 限責任組合出資	362,094	385,596	23,502
合計		362,094	385,596	23,502

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
営業投資有価証券			
投資事業有限責任組合出資	400,000	100,000	-
合計	400,000	100,000	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度において、営業投資有価証券について12,469千円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末時点で実質価額の下落率が50%超である非上場株式及び投資事業有限責任組合出資について、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないと判断した場合に減損処理を行っております。

当連結会計年度において、該当事項はありません。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	140千円	34千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年3月20日決議 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 当社監査役 3 当社従業員 51
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 700,400(注)2
付与日	2015年4月24日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2018年7月1日から2025年4月23日まで。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株数は分割後の株数で記載しております。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2018年3月期から2024年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記( )から( )に掲げる各金額以上である場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

( ) 営業利益が500百万円以上である場合 行使可能割合：30%

( ) 営業利益が700百万円以上である場合 行使可能割合：50%

( ) 営業利益が1,000百万円以上である場合 行使可能割合：100%

(2) 上記(1)における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役に定めて定めるものとする。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社(以下、併せて「当社関係会社」という。)の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、もしくは、当社又は当社関係会社との契約関係に従い当社又は当社関係会社の事業又は経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	2018年2月21日決議 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 29
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 180,000(注)2
付与日	2018年3月23日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2019年7月1日から2028年3月22日まで。

(注)1.株式数に換算して記載しております。

2.2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株数は分割後の株数で記載しております。

3.新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の経常利益が、下記( )または( )に掲げる条件を充たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を上限として、当該経常利益が下記( )または( )に掲げる水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

( )2019年3月期乃至2021年3月期のいずれかの期の経常利益が1,000百万円を超過した場合：70%

( )2019年3月期乃至2024年3月期のいずれかの期の経常利益が1,500百万円を超過した場合：100%

(2)上記(1)における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(3)新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社(以下、併せて「当社関係会社」という。)の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、もしくは、当社または当社関係会社との契約関係に従い当社または当社関係会社の事業または経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	2018年2月21日決議 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 120,000(注)2
付与日	2018年3月23日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2018年9月23日から2028年3月22日まで。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株数は分割後の株数で記載しております。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2011年4月25日 決議 第2回 新株予約権（注）	2012年3月29日 決議 第3回 新株予約権（注）	2015年3月20日 決議 第4回 新株予約権（注）	2018年2月21日 決議 第5回 新株予約権（注）	2018年2月21日 決議 第6回 新株予約権（注）
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	-	-	524,000	117,000	120,000
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	8,600	8,000	-
権利確定	-	-	-	-	120,000
未確定残	-	-	515,400	109,000	-
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	20,400	33,600	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	120,000
権利行使	20,400	33,600	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	120,000

（注）2012年6月15日付株式分割（1株につき300株の割合）、2013年1月1日付株式分割（1株につき2株の割合）、2018年10月1日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株数に換算して記載しております。

単価情報

	2011年4月25日 第2回 新株予約権（注）	2012年3月29日 第3回 新株予約権（注）	2015年3月20日 第4回 新株予約権（注）	2018年2月21日 第5回 新株予約権（注）	2018年2月21日 第6回 新株予約権（注）
権利行使価格（円）	84	167	334	1,132	1,132
行使時平均株価（円）	634	803	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	3.5	0.5	5

（注）2012年6月15日付株式分割（1株につき300株の割合）、2013年1月1日付株式分割（1株につき2株の割合）、2018年10月1日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

- 千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

32,109千円

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 ( 2021年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2022年 3月31日 )
<b>繰延税金資産</b>		
資産除去債務	5,970千円	5,986千円
資産調整勘定	4,817	3,010
貸倒引当金	264	317
未払事業所税	676	712
未払事業税	8,840	12,430
未払賞与	1,656	5,696
未払社会保険料	221	717
営業投資有価証券	3,818	3,818
その他	-	190
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>26,266</b>	<b>32,880</b>
<b>繰延税金負債</b>		
資産除去債務に対応する除去費用	4,812	5,183
棚卸資産	5	-
<b>繰延税金負債計</b>	<b>4,818</b>	<b>5,183</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>21,447</b>	<b>27,697</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 ( 2021年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2022年 3月31日 )
法定実効税率 ( 調整 )		30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等	0.5
住民税均等割	の負担率との間の差異	0.2
法人税等の特別控除	が法定実効税率の100	1.6
のれん償却額	分の5以下であるため	0.1
連結子会社との税率差異	注記を省略しておりま	2.7
その他	す。	0.1
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>		<b>32.5</b>

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.26%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	29,171千円	19,499千円
時の経過による調整額	389	51
資産除去債務の履行による減少額	10,062	-
期末残高	19,499	19,550

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社グループの報告セグメントは「マーケティング事業」「インベストメント事業」から構成されており、顧客との契約から生じる収益はマーケティング事業において計上しております。

マーケティング事業において、当社グループが顧客企業に提供するサービスを「BtoBサービス」、生活者に対して財またはサービスを提供することを「BtoCサービス」と分類しており、当該分類により分解した収益は以下のとおりであります。

区分	報告セグメント			合計
	マーケティング事業		インベストメント事業	
	BtoBサービス	BtoCサービス		
顧客との契約から生じる収益	6,448,205千円	43,850千円	-	6,492,056千円
その他の収益	-	-	65,769千円	65,769千円
合計	6,448,205千円	43,850千円	65,769千円	6,557,825千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	11,880千円	-
売掛金	573,873千円	991,731千円
契約負債	20,501千円	20,845千円

(注1) 契約負債は、主に、マーケティング事業のBtoBサービスにおいて、顧客との契約に基づき履行義務を充足する以前に、個別契約で定める支払条件に従って顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(注2) 当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は9,285千円であります。

(注3) 契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社グループの報告セグメントは「マーケティング事業」「インベストメント事業」から構成されており、各セグメントに属する事業の種類は以下のとおりであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

各セグメントに属する製品及びサービスの内容は、下記のとおりであります。

報告セグメント	属する製品及びサービスの種類
マーケティング事業	【マーケティングソリューション領域】 主にデジタル・SNS領域における企業のPR・プロモーションの支援 【ブランド・メディア開発領域】 海外ブランドの輸入販売、自社メディアの開発・運営
インベストメント事業	非上場会社等への投資

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表の作成の基礎となる会計処理の方法と一致しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

なお、セグメント資産、負債の金額は、事業セグメントに配分していないため、開示しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	合計 (注)2
	マーケティング事業	インベストメント事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,865,205	468,228	3,333,434	-	3,333,434
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,865,205	468,228	3,333,434	-	3,333,434
セグメント利益	409,875	141,377	551,253	93,690	457,562
その他の項目					
減価償却費	53,816	-	53,816	-	53,816
のれん償却額	23,845	-	23,845	-	23,845

(注)1. セグメント利益の調整額 93,690千円は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	合計 (注)2
	マーケティング事業	インベストメント事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,492,056	65,769	6,557,825	-	6,557,825
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	6,492,056	65,769	6,557,825	-	6,557,825
セグメント利益	645,650	52,837	698,488	105,090	593,398
その他の項目					
減価償却費	24,267	-	24,267	-	24,267
のれん償却額	1,987	-	1,987	-	1,987

(注)1. セグメント利益の調整額 105,090千円は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。



【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
クレアシオン・インベストメント(株)	550,910千円	マーケティング事業 インベストメント事業

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)ピアラ	2,892,834千円	マーケティング事業

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	連結合計又は会社合計					
	報告セグメント			その他	全社・消去	連結財務諸表 計上額
	マーケティング 事業	インベストメン ト事業	計			
当期償却額	23,845	-	23,845	-	-	23,845
当期末残高	1,987	-	1,987	-	-	1,987

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	連結合計又は会社合計					
	報告セグメント			その他	全社・消去	連結財務諸表 計上額
	マーケティング 事業	インベストメン ト事業	計			
当期償却額	1,987	-	1,987	-	-	1,987
当期末残高	25,241	-	25,241	-	-	25,241

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	349.51円	388.85円
1株当たり当期純利益金額	43.91円	55.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	41.75円	53.56円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,487,647	2,792,212
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	2,492	2,458
(うち新株予約権(千円))	(2,492)	(2,458)
(うち非支配株主持分(千円))	(-)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,485,155	2,789,754
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	7,110,342	7,174,315

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	311,636	399,768
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	311,636	399,768
普通株式の期中平均株式数(株)	7,097,427	7,143,906
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	366,774	319,390
(うち新株予約権(株))	(366,774)	(319,390)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権(新株予約権の数585個)及び第6回新株予約権(新株予約権の数600個) 新株予約権1個の目的たる株式の数は、当社普通株式200株であります。	第5回新株予約権(新株予約権の数545個)及び第6回新株予約権(新株予約権の数600個) 新株予約権1個の目的たる株式の数は、当社普通株式200株であります。

(重要な後発事象)

(社債の引受け)

当社は、2022年6月21日開催の取締役会において、JXブリッジ合同会社との間で第10回無担保普通社債引受契約を締結することを決議し、2022年6月21日付で締結しました。

(1) 目的 純投資

(2) 契約の時期 2022年6月21日

(3) JXブリッジ合同会社 第10回無担保普通社債の内容

発行会社	JXブリッジ合同会社
発行総額	1,000,000千円(1口100,000千円)
引受口数	6口
社債利息	年率6.0%
償還の方法及び期限	満期一括償還。2023年1月16日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
払込金額	600,000千円
払込日	2022年7月11日(予定)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	700,000	700,000	0.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	700,000	700,000	-	-

(注)平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,602,724	3,070,840	4,889,981	6,557,825
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	202,957	298,664	523,514	591,824
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	135,357	199,654	349,222	399,768
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	19.00	28.00	48.94	55.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	19.00	9.01	20.93	7.05

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,130,939	1,078,686
受取手形及び売掛金	589,150	-
売掛金	-	953,147
営業投資有価証券	1,515,029	1,762,094
商品	9,935	22,043
仕掛品	16,433	25,124
前払費用	15,291	21,854
その他	158,105	118,715
貸倒引当金	864	1,037
流動資産合計	3,334,021	3,980,628
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	103,846	70,811
減価償却累計額	48,523	21,029
建物(純額)	55,323	49,782
工具、器具及び備品	60,115	50,480
減価償却累計額	48,477	40,462
工具、器具及び備品(純額)	11,638	10,018
有形固定資産合計	66,961	59,801
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	21,650	76,863
その他	23,326	181
無形固定資産合計	44,976	77,044
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	103,504	133,504
敷金	59,062	58,999
繰延税金資産	16,188	17,782
投資その他の資産合計	178,755	210,285
固定資産合計	290,693	347,132
資産合計	3,624,715	4,327,761

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	344,529	698,299
短期借入金	2,700,000	2,700,000
未払金	1,314,800	1,936,674
未払費用	68,933	103,227
未払法人税等	32,057	11,958
未払消費税等	73,356	297,914
前受金	20,501	-
契約負債	-	20,845
預り金	5,179	6,786
その他	3,272	4,058
流動負債合計	1,279,310	1,936,764
固定負債		
資産除去債務	19,499	19,550
固定負債合計	19,499	19,550
負債合計	1,298,810	1,956,315
純資産の部		
株主資本		
資本金	561,192	564,855
資本剰余金		
資本準備金	540,192	239,471
その他資本剰余金	-	305,873
資本剰余金合計	540,192	545,344
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,526,410	1,556,339
利益剰余金合計	1,526,410	1,556,339
自己株式	304,383	297,551
株主資本合計	2,323,412	2,368,987
新株予約権	2,492	2,458
純資産合計	2,325,905	2,371,445
負債純資産合計	3,624,715	4,327,761

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	2,872,217	5,570,416
売上原価	1,755,462	4,218,381
売上総利益	1,116,754	1,352,035
販売費及び一般管理費	1, 2 899,143	1, 2 1,236,671
営業利益	217,611	115,363
営業外収益		
助成金収入	4,895	3,240
受取管理料	1 46,200	1 80,650
その他	4,509	930
営業外収益合計	55,604	84,820
営業外費用		
支払利息	5,541	7,244
その他	8	0
営業外費用合計	5,549	7,245
経常利益	267,665	192,939
特別利益		
新株予約権戻入益	140	34
特別利益合計	140	34
税引前当期純利益	267,806	192,973
法人税、住民税及び事業税	85,450	53,556
法人税等調整額	1,964	237
法人税等合計	87,414	53,318
当期純利益	180,391	139,655



【売上原価明細書】

1. マーケティング事業

区分	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品仕入高	13,970	1.0	24,821	0.6
労務費	280,103	19.5	239,773	5.7
経費 (うち外注加工費)	1,141,701 (1,085,320)	79.5 (75.6)	3,963,550 (3,919,246)	93.7 (92.7)
当期総費用	1,435,775	100.0	4,228,145	100.0
期首仕掛品棚卸高	31,411		16,433	
期首商品棚卸高	2,176		9,935	
合計	1,469,362		4,254,515	
期末仕掛品棚卸高	16,433		25,124	
期末商品棚卸高	9,935		22,043	
合計	1,442,993		4,207,347	

2. インベストメント事業

区分	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
営業投資有価証券原価	312,469	100.0	11,033	100.0
合計	312,469	100.0	11,033	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	555,369	534,369	-	534,369	1,446,261	1,446,261	204,415	2,331,584	2,633	2,334,217
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	555,369	534,369	-	534,369	1,446,261	1,446,261	204,415	2,331,584	2,633	2,334,217
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	5,823	5,823	-	5,823	-	-	-	11,647	-	11,647
剰余金の配当	-	-	-	-	100,242	100,242	-	100,242	-	100,242
当期純利益	-	-	-	-	180,391	180,391	-	180,391	-	180,391
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	99,968	99,968	-	99,968
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	140	140
当期変動額合計	5,823	5,823	-	5,823	80,149	80,149	99,968	8,171	140	8,312
当期末残高	561,192	540,192	-	540,192	1,526,410	1,526,410	304,383	2,323,412	2,492	2,325,905

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	561,192	540,192	-	540,192	1,526,410	1,526,410	304,383	2,323,412	2,492	2,325,905
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	3,071	3,071	-	3,071	-	3,071
会計方針の変更を反映した当期首残高	561,192	540,192	-	540,192	1,523,339	1,523,339	304,383	2,320,341	2,492	2,322,833
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	3,662	3,662	-	3,662	-	-	-	7,324	-	7,324
剰余金の配当	-	-	-	-	106,655	106,655	-	106,655	-	106,655
当期純利益	-	-	-	-	139,655	139,655	-	139,655	-	139,655
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	28	28	-	28
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	304,383	304,383	-	-	-	-	-	-	-
株式交付による増加	-	-	1,489	1,489	-	-	6,860	8,350	-	8,350
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	34	34
当期変動額合計	3,662	300,721	305,873	5,152	33,000	33,000	6,831	48,646	34	48,612
当期末残高	564,855	239,471	305,873	545,344	1,556,339	1,556,339	297,551	2,368,987	2,458	2,371,445

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)有価証券(営業投資有価証券)

a. 満期保有目的債券

原価法を採用しております。

b. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券と定義されるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1)仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2)商品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備(建物勘定に含まれる)及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～24年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

(重要な会計上の見積り)

(営業投資有価証券の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表に計上されている営業投資有価証券のうち、非上場株式及び投資事業有限責任組合出資については、市場価格のない有価証券であることから、当事業年度末における貸借対照表計上額の算定において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定が重要であると考えております。

	前事業年度末	当事業年度末
営業投資有価証券 非上場株式及び投資事業有限 責任組合出資	315,029千円	362,094千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)(営業投資有価証券の評価)(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法」の内容と同一であります。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)(営業投資有価証券の評価)(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定」の内容と同一であります。

重要な会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に与える影響

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)(営業投資有価証券の評価)(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、マーケティング事業のサービス提供について、従来の基準に比して収益認識時期がずれる一部の取引については、それぞれの履行義務の充足時期に応じて収益を認識することとしております。また、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する一部の取引について、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の売上高は8,103千円増加し、売上原価は3,668千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,435千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は3,071千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は3,071千円減少しております。

当事業年度の1株当たり純資産額は43銭減少し、1株当たり当期純利益は62銭増加しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
短期金銭債権	36,239千円	59,089千円
短期金銭債務	96,562千円	204,665千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行(前事業年度は3行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額の総額	700,000千円	700,000千円
借入実行残高	700,000	700,000
差引額	-	-

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引による取引高	- 千円	1,800千円
営業取引以外の取引による取引高	52,200	87,420
計	52,200	89,220

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9%、当事業年度13%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91%、当事業年度87%であります。  
主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料手当	329,252千円	437,522千円
広告宣伝費	61,665	133,067
減価償却費	47,190	16,996

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	103,504

当事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	133,504

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	5,970千円	5,986千円
資産調整勘定	4,817	3,010
貸倒引当金	264	317
未払事業所税	676	712
未払事業税	3,590	2,515
未払賞与	1,649	5,696
未払社会保険料	220	717
営業投資有価証券	3,818	3,818
その他	-	190
繰延税金資産合計	21,007	22,965
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,812	5,183
棚卸資産	5	-
繰延税金負債合計	4,818	5,183
繰延税金資産の純額	16,188	17,782

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率		30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	1.6
住民税均等割		0.4
法人税額の特別控除		4.8
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		27.6

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年2月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社MimiTV(以下、「MimiTV」)を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2022年4月1日付で吸収合併いたしました。

(1)取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社MimiTV

事業の内容：SNSに特化したメディア運営等

企業結合日：2022年4月1日

企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、MimiTVを吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称：トレンダーズ株式会社

その他取引の概要に関する事項

当社グループ全体で保有する経営資源の効率化、組織および事業の合理化を図ることを目的としております。

(2)会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

(社債の引受け)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	103,846	-	33,034	70,811	21,029	5,540	49,782
工具、器具及び備品	60,115	4,028	13,662	50,480	40,462	5,647	10,018
有形固定資産計	163,961	4,028	46,697	121,292	61,491	11,188	59,801
無形固定資産							
ソフトウェア	70,559	67,998	457	138,100	61,237	12,328	76,863
その他	23,592	27,535	50,580	547	366	100	181
無形固定資産計	94,152	95,533	51,037	138,648	61,603	12,428	77,044

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア：WEBシステム開発 51,652千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	864	1,037	-	864	1,037

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、貸倒引当金の洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 公告掲載URL <a href="https://www.trenders.co.jp/ir/">https://www.trenders.co.jp/ir/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第21期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月30日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月30日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第22期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月13日関東財務局長に提出

第22期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出

第22期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月14日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

2021年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2022年2月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

2022年5月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

2022年2月16日関東財務局長に提出

2022年2月16日に提出した臨時報告書（特定子会社の異動）に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月29日

トレンダーズ株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 光 廣 成 史  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンダーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンダーズ株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(営業投資有価証券に含まれる株式及び投資事業有限責任組合出資の評価)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>トレンダーズ株式会社(以下「会社」)の当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている営業投資有価証券は1,762,094千円であり、総資産の約37%を占めている。その内容は、社債、非上場株式及び投資事業有限責任組合出資であり、市場価格のない有価証券から構成されている。当連結会計年度における営業投資有価証券は、注記事項(重要な会計上の見積り)及び(有価証券関係)に記載のとおり、社債1,400,000千円、株式及び投資事業有限責任組合出資362,094千円で構成されている。</p> <p>営業投資有価証券のうち、株式及び投資事業有限責任組合出資の評価にあたっては、これらが市場価格のない有価証券であることから、投資先の実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減損を行い、評価差額は売上原価として計上する必要がある。</p> <p>会社は、投資先の実質価額が著しく低下したと認められる場合には、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けることができるかを検討し評価を行う。具体的には、投資先の事業計画等に基づき評価を行い、その回復可能性を判断する。</p> <p>なお、当連結会計年度末現在において、一部の市場価格のない営業投資有価証券については実質価額が著しく低下しているが、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられることから、減損処理は行われていない。</p> <p>当監査法人は、以下の要因から、営業投資有価証券に含まれる株式及び投資事業有限責任組合出資の評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> <p>営業投資有価証券に含まれる株式及び投資事業有限責任組合出資が連結財務諸表全体に対して重要である。</p> <p>減損処理の要否の判断に際して、投資先の実質価額の算定は、投資先の事業計画等を基礎として検討されるが、経営者による重要な判断や評価が含まれており、不確実性のある会計上の見積りに該当する。</p>	<p>当監査法人は、以下の手続を実施することにより、営業投資有価証券に含まれる株式及び投資事業有限責任組合出資の評価を検討した。</p> <p>営業投資有価証券に含まれる株式及び投資事業有限責任組合出資の評価に関する会社のプロセスを理解した。</p> <p>実質価額の基礎となる事業計画の見積りの合理性を検討するため、投資先の最新の事業計画及び会社が作成した事業計画の合理性の検討資料を入手し、下記の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 投資先の直近の財務諸表における損益と、取得時に入手した中長期の事業計画を比較した。</li> <li>- 最新の事業計画と、会社が作成した事業計画の合理性の検討資料の整合性を確認した。</li> <li>- 利用可能な外部調査機関のレポートを用いて、事業計画に含まれる将来の売上予測や市場成長率等の経営者の仮定の合理性を評価した。</li> <li>- 経営者への質問を通じて、投資先が活動する地域又は産業の一般的な市場の状況を確認した。</li> </ul>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、トレンダーズ株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、トレンダーズ株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月29日

トレンダーズ株式会社

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 光 廣 成 史  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンダーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンダーズ株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 営業投資有価証券に含まれる株式及び投資事業有限責任組合出資の評価

監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（営業投資有価証券に含まれる株式及び投資事業有限責任組合出資の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。